

令和4年6月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和4年6月6日
武雄市農業委員会

令和4年6月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和4年6月6日（月）
（開会）9時00分 （閉会）10時05分

2. 場 所 文化会館大集会室A

3. 農業委員出席状況 出席者17人 欠席者2人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎		○
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利		○	19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	5件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請	9件
議案第3号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第5号	武雄市非農地証明願	5件
報告第1号	農地等形状変更届について	2件
報告第2号	農地法第4条第1項第9号の規定による届出について	1件

6. 議事内容 以降記載

《開 会》

事務局長 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、令和4年6月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員 17 人の出席、欠席者 2 名ということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただいまから、令和 4 年 6 月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。本日は議案第 1 号から議案第 5 号までの審議について、協議をお願いいたします。その後に 2 件の報告事項がございます。議事録署名人に、2 番 富永委員、12 番 古川委員を指名いたします。それでは、議案審議に入る前に事務局から報告事項をお願いします。

事務局 5 月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はありませんか。
(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第 1 号 農地法第 3 条 許可申請》

会 長 では、議案第 1 号を議題といたします。農地法第 3 条の規定による許可申請が、5 件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号 1 番から 5 番について、説明をいたします。議案書 1 ページをお開きください。

番号 1 番。権利の内容は所有権の移転、〇〇町の畑 2 筆、面積 324㎡です。譲渡人が「所有する空き家を売却した為、付随する農地の管理が難しい」、譲受人が「果樹や家庭菜園として利用したい」ということで申請が提出されています。この農地は令和 2 年 5 月総会で特例農地の指定を受けた農地であります。

続きまして申請番号 2 番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑 1 筆の 193㎡。譲渡人が「高齢で認知症もあり、耕作・管理ができない」、譲受人が「自宅に近く耕作しやすい」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、1 筆で〇〇円です。

申請番号 3 番につきまして、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町にあります、畑 1 筆 86㎡です。譲渡人が「進入路が無く、法面に高低差があり、農機具の出入に危険性が高いため、長年耕作放棄している。」譲受人が「所有地と隣接していて、効率よく管理できる。」ということで申請が提出されてい

ます。無償譲渡となっておりますので農地の価格は発生しておりません。

続きまして番号4番です。権利の内容は所有権の移転となっております。土地は〇〇町にあります、田4筆の面積7,626㎡です。譲渡人が「県外居住のため、耕作・管理が難しい」、譲受人が「住居の近くで管理しやすい」ということで無償譲渡となっておりますので農地の価格は発生しておりません。次に番号5番です。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります、畑1筆の面積237㎡です。譲渡人が「高齢のため耕作が難しい。」、譲受人が「住居の近くで管理しやすい」ということで申請されており、農地の価格は1筆〇〇円です。以上、2番から5番については、すべて3つの判断基準を満たしていると判断しています。1番については、下限面積の基準をクリアしていると判断しております。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この5件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(なし)

会 長 他に意見も無いようですので、議案第1号の1番から5番の5件の質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による5件の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、1番から5番の農地法第3条の規定による5件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。農地法第5条の規定による許可申請が9件提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番。権利の内容は所有権の移転となっております。土地につきましては、〇〇町の畑11筆の面積5,133㎡です。申請理由は、駅から

1.5 kmで、学校、スーパー、医療機関なども近接して非常に住環境が優れているので、分譲地として適地と判断し19区画を計画されています。工事完了時期は令和5年4月末となっています。農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号2番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地につきましては、〇〇町にあります田3筆、畑1筆の面積が合計で1,333㎡です。申請理由は、過去2度の水害により、現在の住宅が被災したため、市のハザードマップを参考に水害の心配のない申請地に息子と2世帯住宅を建築したい。ということで工事完了時期につきましては令和5年8月31日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号3番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑2筆の面積481㎡です。申請理由は、太陽光発電施設の設置に伴う、管理用道路及び調整池（防災施設）として利用したい。ということで仮設の調整池として利用されていたので始末書の添付がされています。工事完了時期につきましては令和4年8月31日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号4番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります田4筆の面積合計が1,918㎡です。申請理由は、現在の職員駐車場は他の目的で使用する予定があるので、令和3年水害の浸水の高さを参考に盛土造成をし、代替えの駐車場〇〇台分として申請したい。ということです。工事完了時期につきましては令和6年11月30日です。完了時期が遅いのは、土地が軟弱地盤で固まるまで様子を見たいということです。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号5番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積481㎡です。申請事由は、子供が成長するにあたり、現在の住宅が手狭となったので、生活環境のよい申請地に新築したい。ということで工事完了時期につきましては令和4年12月30日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号6番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積183㎡です。申請理由は、不動産業を営んでおり、近隣の〇〇施設（〇〇）の職員の方々が借家を探していると相談を受けたが、適当な物件がなかった為、共同住宅の需要があると考え計画した。ということです。工事完了時期につきましては令和4年9月30日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして申請番号7番です。権利の内容は所有権移転となっております。

土地は〇〇町にあります田2筆、畑1筆の面積合計が622㎡です。申請理由は、農業用機械等を野ざらしにしているため、その倉庫を建てたい。ということです。工事完了時期につきましては令和4年8月31日です。農地区区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号8番です。権利の内容は所有権移転になっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の面積188㎡です。申請事由は、自宅に駐車スペースがないため、駐車場として使用したい。ということで工事完了時期につきましては令和4年7月31日です。農地区区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号9番です。権利の内容は、賃貸借権設定の一時転用になっております。土地は〇〇町にあります田5筆の面積2,970.83㎡です。申請理由は、九州新幹線（西九州ルート）工事の工期延伸に伴い、引き続き工事用道路及び資材置場として一時転用したい。ということです。前回許可期限は令和4年5月27日まで許可を受けられていたものを令和5年3月まで延伸する申請となっています。事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。このうち1番から4番の案件については、5月26日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

はい。それでは、調査委員会の報告を行います。令和4年5月26日午後1時00分から、A班及び地元農業委員により、武雄市役所3階会議室にて調査委員会を開催し、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請4件について審議しました。

主な質疑は、議案第2号 申請番号3番の「太陽光発電施設」について「排水に伴う堆積土についてどのように管理してくか。」という質疑があり申請人から「完成から1年間は堆積量が多いと予想しており、県の指針に沿って年4回堆積土の除去をおこなう計画としている。それ以降は堆積量をみながら対応していく予定としている。」との回答がありました。

次に議案第2号 申請番号4番の「駐車場」についての主な質疑は、「造成高」について質疑があり、代理人から、「北側の国道から1m程高くなる予定である。」との回答がありました。以上、申請番号1番から4番 の案件について、質疑等ありましたが、造成計画・土地利用計画等について、申請人及び代理人立ち合いのもと現地にて確認もできましたので、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

会 長 ありがとうございました。調査委員会の報告が終わりましたので、5番から9番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けて質疑に入りたいと思います。ありませんか。

(なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(なし)

会 長 他に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。
議案第2号 農地法第5条の規定による9件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第5条の規定による9件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

—————《議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請》—————

会 長 次に議案第3号農地転用許可後の事業計画変更承認申請を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更承認申請が1件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明します。申請番号1番。農地転用許可後の事業計画変更の承認申請です。

〇〇町の畑1筆の2, 743㎡は、令和4年3月29日付けで〇〇がキャンプ場の転用許可を受けておりましたが敷地内の道路のレイアウト変更が必要ということで管理等の位置等も変更されております。もともとのキャンプ区画の数の変更はありません。この分について県として計画変更が必要ということでした。

工事完了時期、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、当初計画のとおり変更ありません、資料に記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、質疑に入りたいと思います。何かございませんか。質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑開始)

会 長 それでは、質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。
 議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件につきましては、本委員会としては承認しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
 よって、議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第4号 農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局の説明をお願いします。別冊です。

事務局 失礼します。1ページをご覧ください。こちらに、令和4年度、第3号、利用権設定計画案を記載しています。
 2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。
 〇〇町、田、新規、4件、4筆、5917㎡。再設定、2件、9筆、4843㎡。
 〇〇町、田、新規、1件、1筆、1266㎡。再設定、5件、9筆、18237㎡。
 〇〇町、田、新規、10件、17筆、25203㎡。再設定、5件、9筆、13533㎡。
 〇〇町、田、再設定、5件、8筆、7090㎡。
 〇〇町、田、新規、1件、1筆、2932㎡。再設定、1件、1筆、554㎡。
 〇〇町、田、新規、1件、1筆、2133㎡。再設定、3件、9筆、10407㎡。
 〇〇町、田、再設定、1件、1筆、1145㎡。
 〇〇町、田、新規、2件、2筆、2086㎡。再設定、8件、14筆、13725㎡。
 〇〇町、田、新規3件、4筆、5382㎡。再設定3件、9筆、8565㎡。
 となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。
 また、利用権の解除については、27ページに記載をしておりますので、ご確認ください。
 以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(なし)

会 長 無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

会 長 異議なしと認めます。
よって議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について5件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号について御説明をさせていただきます。議案書の9ページをお開きください。

議案第5号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号1番です。土地につきましては、〇〇町にあります、畑1筆です。これは、平成7年に隣接地の資材置場への進入道路として利用され、現在に至っているもので非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

申請番号2番につきまして、土地は〇〇町にあります、畑5筆 1,898 m²で亡母が平成6年に県外に転出し、管理できずに荒廃してしまいました。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

続いて申請番号3番です。土地は〇〇町にあります、田1筆 172 m²です。平成14年頃から水が引かなくなり、耕作が出来なくなった。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

申請番号4番につきまして、土地は〇〇町にあります、畑2筆 155 m²で一つは、昭和46年に物置を建築し、もう一つは、昭和56年に周辺で行われた換地処分事業により形状変更され、農地として使用出来なくなり、現在は宅地の一部となっている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。申請番号5番です。土地は〇〇町の田1筆 609 m²で、20年以上前に牛舎の堆肥置場として建設し、廃業後そのまま現在に至る。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第5号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

11 番委員 2番ですがここは元々みかん畑であり、5月初めに〇〇推進員さんと現地を確認しましたが雑木が生茂っており、農地復元は無理であると確認しました。

4 番委員 3番ですがここは〇〇町で地滑りしたところであり、やむおうえないと判断しました。

18 番委員 5番ですがここは施設の排水の所で20年前の保健法で堆肥を野積みできなくなり堆肥所を作りなさいとなった、その時に田んぼだったところに堆肥センターを作った経緯があり、コンクリートとブロック積で作ってあり農地復元は無理という状況です。

会 長 地元委員さんの補足説明が終わりました。それでは、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第5号、5件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号 武雄市非農地証明5件について原案どおり証明することに決しました。

————— 《報告第1号 農地等形状変更届出について》 —————

会 長 以上で審議事項を終了し、報告事項に移ります。
報告第1号「農地等形状変更届出について」2件の報告が提出されています。この件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について説明します。議案書の11ページをごらんください。
番号1番：〇〇町の田1筆、畑1筆、合計面積853㎡です。水害による作物への被害が出ないように嵩上げをおこないたい。ということで時期は令和5年10月まで、嵩上げの高さは1.0m、土量は850㎡、施工は本人が行われます。変更後は畑として利用される計画です。

番号2番：〇〇町の田1筆、面積2,875㎡です。変更理由は、北隣の田と

同じ高さに、盛土均平化の嵩上げをしたい。とのことで武雄市の〇〇分であります。変更時期は令和5年3月末までで、かさ上げの高さは0・8m、土量2,255 m³で今後入札にて決定し、県の河川工事で出た土を利用予定し転換後は施設キュウリ栽培される予定です。

以上2件につき、ご報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があればお願いします。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特にないようですので、報告第1号「農地等形状変更届出につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 特にないようですので、これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

————— 《報告第2号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について》 —————

会 長 次に報告第2号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」1件の報告が提出されています。この件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」説明します。議案書の12ページをごらんください。

番号1番：〇〇町の田1筆面積は905 m²のうち178 m²となっています。ここにはすでに農業用倉庫が建っております。報告第1号で農地の嵩上げを説明しましたがすでに倉庫が建てられていたので始末書の提出をしてもらっています。現在の農地として利用しているところは嵩上申請をしてもらい転用済の倉庫が200 m²未満なので農地法第4条第1項第9号の規定による届出を出してもらいました。事務局からの説明は以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があればお願いします。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特にないようですので、報告第2号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思えます。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 特にないようですので、これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、令和4年6月の農業委員会総会を終わります。